

鳥取県選挙管理委員会告示第 57 号

平成 19 年 4 月 23 日付けで鳥取県鳥取市叶 379 番地谷村悠介から提起された同月 8 日執行の鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区における当選の効力に関する異議の申出について、同年 5 月 25 日付けで次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 215 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

決 定 書

鳥取県鳥取市叶 379 番地

異議申出人 谷 村 悠 介

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、平成 19 年 4 月 23 日付けで提起された同月 8 日執行の鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、鳥取県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

申出人は、自ら立候補した本件選挙について、最下位当選人である福本竜平の当選を無効とするとの決定を求める旨の申出をしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 福本竜平との票差は 17 票であり、無効票等の再調査の結果、申出人と福本竜平の当落が変わる可能性がある。
- 2 期日前投票等の再加算があれば、申出人と福本竜平の当落が変わる可能性がある。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出を適法なものとしてこれを受理し、鳥取市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）及び鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長（以下「選挙長」という。）に対して、本件選挙に関して各々が保管する関係資料の提出を求め、これを徴するとともに、申出人からの申立てにより、平成 19 年 5 月 10 日に口頭意見陳述（以下「意見陳述」という。）の機会を設け、その意見の内容も含めて慎重かつ厳正に審査した。

その結果は、次のとおりである。

1 当選無効の要件

当選の効力に関する争訟において当選が無効とされるのは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容（例えば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定）に違法があること（昭和 30 年 9 月 29 日大阪高裁判決）とされている。

2 申出理由 1 について

申出人は、異議申出の理由の第 1 として、本件選挙における申出人と福本竜平との票差は 17 票であり、無効

票等の再調査の結果、申出人と福本竜平の当落が変わる可能性がある旨主張する。

そこで当委員会は、開票事務及び選挙会事務が適正、適法に執行されたか否かについて検討を行った。

(1) 開票事務について

市委員会から提出を受けた資料によると、開票事務の手續等について次の事実が認められた。

ア 本件選挙における開票管理者及びその職務代理者は、公職選挙法第 123 条第 1 項の規定に基づき、同時に行われた鳥取県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者と同一の者として、市委員会によって選任され、平成 19 年 3 月 22 日付けでそれらの者の住所及び氏名が告示された。

イ 本件選挙における開票立会人となるべき者について、届出期限である平成 19 年 4 月 5 日までに、申出人からの届出を含む 9 名の候補者から届出がなされた。

届出のあった 9 名のうち、同一の政党である自由民主党に属する候補者の届出による者が 6 名であったことから、市委員会は、同日午後 5 時 30 分から、3 名の立会人の立会いのもと、当該 6 名を 2 名にするためのくじを執行した。

この結果、くじで決定された 2 名を含む計 5 名が開票立会人として決定され、届出者及び当該 5 名に対して、同日付けで市委員会委員長名の選任通知が発出された。

なお、選任された開票立会人の中には、申出人から届け出られた者も含まれていた。

ウ 本件選挙における開票事務は、平成 19 年 4 月 8 日午後 9 時から、開票管理者及びイの手續を経て選任された 5 名の開票立会人のほか、開票速報担当等を含む事務従事者 215 名により、鳥取市民体育館（鳥取市吉成三丁目 1-1）において開始された。

なお、開票事務が行われた鳥取市民体育館は、投票箱置場、開票台、点検用集積台のほか、点検係や計算係等が配置され、開票の流れを考慮された配置となっていた。また、開票管理者及び開票立会人についても、一連の開票事務を監視し得るよう配置されているほか、更に入口近くには警察官が駐在し、会場の秩序の保持にも配慮されていた。

エ 開票事務に従事した者の体制は、次のとおりであった。

- (ア) 庶務係（6 名）
- (イ) 開票係（40 名）
- (ウ) 点検係（30 名）
- (エ) 再点検係（30 名）
- (オ) 計算係（10 名）
- (カ) 再計算係（10 名）
- (キ) 括束係（5 名）
- (ク) 審査係（14 名）
- (ケ) 集計係（12 名）
- (コ) 整理係（4 名）
- (サ) 進行係（6 名）
- (シ) 本部（48 名）

オ 開票事務の流れは、おおむね次のとおりであった。

(ア) 開票係において投票の開披が行われ、候補者別の有効投票、無効投票及び疑問票に分別された。

投票の分別後、候補者別の有効投票及び無効投票のうちの白紙投票は、点検用集積台に集められた後点検係に、また、白紙投票以外の無効投票及び疑問票は、審査係に送致された。

(イ) 白紙投票及び候補者ごとに分別された有効投票は、点検係において点検され、他の候補者の投票、無効投票又は疑問票が混合していないことを確認し、再点検係に送致された。

(ウ) 点検係が点検した白紙投票及び有効投票は、再点検係において再点検され、他の票が混合していないことを確認後、計算用集計台に送致された。

(エ) 再点検係及び審査係から回付された有効投票は、計算係において投票用紙計数機を使用して候補者ごとに 100 票単位に計算（100 票未満の端数については、有効投票決定箋^{せん}を作成）して、再計算係に送致

された。

(オ) 計算係から送致された票束は、再計算係において投票用紙計数機を使用して再度計算され、括束係に送致された。

(カ) 再計算係から回付された有効投票は、括束係において500票単位に括束され、併せて有効投票決定箋^{せん}が作成(計算係で作成した端数の有効投票決定箋^{せん}を除く。)された。

そして、整理係によって開票立会人に回付された後、投票用紙等の管理、こん包及び封印が行われた。

(キ) 開票係、点検係及び再点検係から送致された疑問票、白紙投票以外の無効投票及び点字投票は、審査係において審査され、有効又は無効の判定が行われた。

なお、市委員会から提出を受けた資料によれば、審査係における各種投票の審査に係る詳細な状況等は次のとおりであった。

a 審査の結果、有効と判定された投票は、2人1組で候補者別に仕分をし、責任者の点検・確認を経た後、計算係に回付された。

b 審査の結果、無効と判定された投票は、2人1組で無効事由別に仕分をし、責任者の点検・確認を経た後、2人1組で計算を行い、別の組で再度計算を行い、括束して開票管理者及び開票立会人に回付された。

なお、回覧中、開票立会人からの特段の指摘又は意見はなかった。

c 点字投票については、これまで審査係で点字判読を専門としてきた者と、福祉関係の嘱託員で点字に精通している者の2名で審査を行い、双方で確認する等、正確を期した。

なお、審査の結果、本件選挙における19票の点字投票すべてが有効投票と判定された。

d 審査係14名のうち、一般投票用紙の審査を担当したのは12名であったが、そのうち11名は、選挙管理事務の経験者若しくは過去の選挙において審査事務を行った実績のある者であった。

また、本件選挙に備え、審査係の作業分担やチェック体制を見直す等、事務の正確性と効率化を図るほか、審査係員全員に、投票効力判定参考資料を事前に配布し、十分研究した上で事務に当たらせる等、万全の体制を整えた。

カ 開票の結果は、投票総数は89,851票、有効投票は87,982票、無効投票は1,869票であり、福本竜平の得票数は2,851票、申出人の得票数は2,834票であった。

また、無効投票1,869票の内訳は、「白紙投票」が最も多く1,078票、以下、「単に雑事を記載したもの」が272票、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」が256票、「単に記号、符号を記載したもの」が244票、「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」が13票、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」が5票、「2人以上の候補者の氏名を記載したもの」が1票であった。

キ 開票事務は、開票管理者及び開票立会人5名全員による当該開票事務の次第を記載した開票録の審査、署名を経て、平成19年4月8日午後11時55分に終了した。

ク 開票録その他市委員会から提出を受けた資料からは、開票事務に係る一連の手続は適正に執行されたものと認めることが相当であり、過誤があると疑うに足る具体的な事実は確認できなかった。

(2) 選挙会事務について

選挙長から提出を受けた資料によると、鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙会(以下「選挙会」という。)における当選人の決定手続等について、次の事実が認められた。

ア 本件選挙における選挙長及びその職務代理者については、当委員会委員長名で平成19年2月22日付けで選任通知を发出し、同年3月30日付けでそれらの者の住所及び氏名を告示したところである。

イ 本件選挙における選挙立会人となるべき者については、届出期限である平成19年4月5日までに8名の候補者から届出がなされた。

なお、申出人からは、選挙立会人となるべき者の届出はなされなかった。

また、届出のあった8名のうち、同一の政党である自由民主党に属する候補者の届出による者が5名であったことから、選挙長は、平成19年4月5日午後5時10分から、3名の立会人の立会いのもと、当該

5名を2名にするためのくじを執行した。

この結果、くじで決定された2名を含む計5名が選挙立会人として決定され、当該5名に対して、同日付けで当該選挙長名の選任通知が発出された。

ウ 選挙会は、平成19年4月11日午後1時30分に、鳥取市福祉文化会館（鳥取市西町二丁目311）3階会議室において開会された。

なお、選挙会には、選挙長及び事務従事者3名のほか、イの経路を経て選任された5名の選挙立会人が参加した。

エ 選挙会において、投票総数、有効投票数、無効投票数、各候補者の得票数及びすべての候補者が法定得票数1,691,961票に達していること並びに被選挙権を有する者であることが確認された後、申出人を除く13名が当選人と決定された。

オ 選挙会は、選挙長及び選挙立会人5名全員による当該選挙会の次第を記載した選挙録の審査、署名を経て、同日午後1時53分に閉会した。

カ 選挙録その他の資料からは、当選人の決定に係る一連の手続は適正に執行されたものと認めることが相当であり、過誤があると疑うに足る具体的な事実は確認できなかった。

なお、申出人は意見陳述において、投票の再確認を求める理由の一つとして、平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙において、実際に投票の確認をしたとする知人の証言を引用している。

しかし、当該補欠選挙における争訟の事実はなく、また、実際にどのような態様で投票の確認を行ったのかについて具体的な陳述もなかったため、申出人が主張するような事実の確認はできなかった。

3 申出理由2について

申出人は、異議申出の理由の第2として、期日前投票等の再加算があれば、申出人と福本竜平の当落が変わる可能性がある旨主張する。

そもそも期日前投票については、選挙期日当日、市委員会から開票管理者へ送致され、他の投票所から送致された投票箱と併せ、開票台の上で他の投票と混同することとされている。

市委員会から提出を受けた投票集計表及び開票録によると、期日前投票所のすべての投票は、選挙期日当日の投票所の投票と混同されたことが認められた。

また、不在者投票については、選挙期日当日、投票所においてその送致を受けた投票管理者が、投票立会人の意見を聴いた上で受理するか否かを決定し、受理することと決定されたものについては、封筒の中から投票用紙を取り出して投票箱へ投函し、他の投票と混同することとされている。また、投票管理者のもとで不受理と決定された不在者投票については、封筒に入ったまま投票箱へ投函し、投票録等とともに開票管理者に送致され、開票の際に開票管理者のもとで開票立会人の意見を聴いた上であらためて受理又は不受理を決定し、受理と決定されたものは封筒から投票用紙を取り出し、開票台の上の他の投票と混同することとされている。

本件選挙における開票録によると、不受理とされた不在者投票はないことから、すべての不在者投票が投票管理者のもとで受理と決定され、他の投票と混同されたものと認められた。

したがって、期日前投票等の再加算の可能性があると申出人の主張は失当であり、理由がない。

4 結論

2及び3のとおり、開票事務及び選挙会事務においては、いずれも適正、適法に執行されたものと認められ、福本竜平の当選を無効とするに足る具体的な事実は何ら確認できなかった。

また、申出人は、無効票等の再調査を行えば当落が変わる可能性がある旨主張するが、当該主張は単なる憶測に過ぎないものであり、申出人からも、それ以上の具体的な事実の指摘もない。

以上のことから、投票の内容を再点検するまでもなく、開票事務及び選挙会事務のいずれもが適法に行われたものと認められ、本件異議の申出は理由がないから、主文のとおり決定する。

平成19年5月25日

鳥取県選挙管理委員会
委員長 須山修次

委員 中 村 碩 男
委員 古 賀 裕 子
委員 堀 内 幸 子